

○伊佐市十曾青少年旅行村の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 青少年の健全育成と山村地域の活性化を図るとともに、農林業の振興を促進するため、十曾青少年旅行村(以下「旅行村」という。)を伊佐市大口小木原688番地に設置する。

(管理)

第2条 旅行村は、市が管理する。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に、旅行村の管理を行わせることができる。

(施設)

第3条 旅行村の施設は、次のとおりとする。

- (1) 管理棟
- (2) テントサイト
- (3) バンガロー
- (4) 十曾森林コテージ
- (5) 十曾フレンドハウス
- (6) 芝生広場
- (7) 芝生広場照明施設
- (8) 自然体験施設「こどもの森」(わらの家、五右衛門風呂、菜園コロニー)

(休村日)

第4条 旅行村の施設(以下「施設」という。)の休村日は、12月28日から翌年1月4日までとする。ただし、市長が特に施設の管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

(開村時間)

第5条 開村時間は、次のとおりとする。

管理棟	午前9時から午後10時まで
テントサイト	午後3時から翌日の午前10時まで
バンガロー	(2泊以上の場合は、宿泊と宿泊の間の午前10時から午後3時までを含む。)
十曾森林コテージ	
十曾フレンドハウス	午前9時から午後10時まで
芝生広場	午前9時から午後10時まで。ただし、10月1日から翌年3月

	31日までは、午後9時まで
芝生広場照明施設	日没から午後10時まで。ただし、10月1日から翌年3月31日までは、午後9時まで
自然体験施設「こどもの森」	午前9時から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の開村時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、施設の管理上必要があるときは、前項の許可をするに当たり条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) その利用が施設を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) その利用が暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例(令和元年伊佐市条例第6号)第4条の規定に該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、別表に掲げる芝生広場照明施設、毛布、まくら、薪及び電動アシスト自転車については、市が主催又は共催する行事等に使用する場合を除き、減免の対象としない。

(使用料の不還付)

第10条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納入された使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。
- (2) 利用者から利用前に利用の取消し又は変更の届出があり、市長が相当の理由があると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的又は利用の条件に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災事変その他避けることのできない理由により必要と認められるとき。
- (5) 公益上必要と認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。

(利用権の譲渡禁止等)

第12条 利用者は、施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により施設を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(免責義務)

第15条 旅行村において、利用者の責めに帰する理由により生じた事故又は盗難等による損害については、市はその責めを負わないものとする。

(指定管理者による管理及び業務)

第16条 第2条ただし書の規定により旅行村の管理を指定管理者に行わせる場合は、第

4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、旅行村の休村日を変更し、若しくは別に定め、又は開村時間を変更することができる。

- 2 第2条ただし書の規定により旅行村の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条及び第11条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第2条ただし書の規定により旅行村の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が旅行村の管理を行うこととされた期間前に第6条の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。
- 4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 旅行村の利用の許可及び利用の許可の取消しに関する業務
 - (2) 旅行村の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 旅行村の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(利用料金等)

第17条 第8条から第10条までの規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により旅行村の管理を指定管理者に行わせる場合は、旅行村の利用者は、利用料金を納めなければならない。この場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により利用料金の減額若しくは免除又は還付をすることができる。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第8条関係)

(令3条例25・全改)

(1) 施設

区分	単位	使用料
管理棟温水シャワー	1回	100円
テントサイト(5人まで)	テント又はタープ1張1泊につき	500円
テントサイト(6人以上)		800円
常設テント	1泊につき	2,000円
バンガロー(大)		4,000円
バンガロー(小)		2,000円
十曾森林コテージ		9,000円
十曾フレンドハウス	1時間当たり	200円
芝生広場照明施設		800円

(2) 用具

区分	単位	使用料
テント(大)	1泊につき	3,000円
テント(中)		2,000円
テント(小)		1,000円
毛布	1枚	300円
まくら	1個	50円
炊飯用具	1セット(5人分)	500円
薪	1束	200円
バーベキューセット	1組	500円
電動アシスト自転車	1台(2時間以内)	500円
	延長1時間につき	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 テントサイトの使用料は、1張当たりの利用人数で区分する。ただし、小学生以下は含まない。